

震災復興情報



皆さんに
伝えたい情報



必要な手続き
はお早めに



困り事は
気軽に相談を



内容を確認の
上応募を



お楽しみ
いっぱい



相談あんない

●「災害復興住宅融資」無料相談会

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0パーセント)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

と き 6月26日(金)・27日(土)

7月24日(金)・25日(土)

午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353

午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

問 市生活再建支援課(内線3955)

要予約

●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- ・離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パワハラ・未払賃金・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等
ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	ところ	相談時間	相談担当者
6月23日(火)	仮設開成第8団地集会所 (開成1-63)	午前10時～午後4時	弁護士 社会福祉士
6月24日(水)	仮設桃生中津山団地集会所 (桃生町中津山字八木48-4)	午後1時40分～4時	弁護士

※予約者優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも専門家による無料相談ができます。曜日により担当専門家が異なりますので、詳細は法テラス東松島にお問い合わせください。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3966)

●「住まいの復興給付金」申請相談会の開催

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、昨年4月の消費税率8パーセント引き上げ以降に、住宅を建築・購入または補修し、その後居住する場合に、消費税増税分相当最大約90万円(建設・購入時)の給付が受けられる制度です。

と き 6月26日(金)・27日(土)

7月24日(金)・25日(土)

午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認等

※会場では申請書の提出はできません。

申・問 住まいの復興給付金事務局コールセンター

☎0120-250-460(フリーダイヤル)

午前9時～午後5時(土日・祝日を含む)

問 市生活再建支援課(内線3955)

●全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

時間を延長して相談電話を開設します。

と き 6月22日(月)～26日(金) 午前8時30分～午後7時

6月27日(土)・28日(日) 午前10時～午後5時

相談内容 いじめ、体罰、児童虐待、子どもをめぐる問題等

☎0120-007-110(フリーダイヤル)

問 仙台法務局人権擁護部 ☎・FAX 022-225-5743



平成27年度中小企業復旧支援事業補助金(第1回)

震災により直接被害を受けた中小企業を支援するため、被災した施設等の復旧に要する経費の一部を補助します。(平成26年度から、アパート、貸事務所等も補助対象となっています)

対象

- ①震災時市内で事業を営んでいた方(個人事業者にあつては、震災時に市内に居住していた方)で、市内で事業を再開または継続する方(対象とならない業種もあります)
 - ②施設が大規模半壊以上の被害を受けた方
 - ③市税および国民健康保険税に未納がない方
 - ④施設等の復旧に係る国・県等の補助金を受けていない方
 - ⑤平成28年3月31日(木)までに復旧を完了し、実績報告を提出できる方(すでに復旧を終えている場合も可)
- ※すでに同制度を利用されている方は、対象外となります。

補助金額等

施設等の復旧に要した経費(税抜で20万円以上)の2分の1以内(限度額100万円)。補助金交付の申請は、1事業者につき1施設に係るもののみとなります。

(例えばアパート等を複数棟所有している場合でも、申請は1棟のみとなります)

受付期間 7月13日(月)～24日(金)(土日・祝日を除く)

申・問 商工課(内線3523・3524)



宮城県から「中小企業者向け事業復旧支援補助金」のお知らせ

震災で大きな被害を受けた中小企業者の施設(工場、店舗、観光施設等)および設備の復旧に要する経費を補助します。

対象 施設・設備に一定の被害を受けた中小企業者で、県内で復旧する

- ①製造業を営む方
- ②商業サービス業を営む方
- ③観光業を営む方

補助率・補助限度額

- ①製造業 2分の1以内・100万円～1,000万円
- ②商業サービス業 全壊の場合は45%以内・90万円～270万円
大規模半壊の場合は35%以内・70万円～210万円
- ③観光業 2分の1以内・100万円～1,000万円

※補助対象経費が200万円を下回った場合は補助の対象外となります。

※国県の震災関連の補助金および市の中小企業復旧支援事業補助金との重複はできません。

申請期限 7月3日(金)

申・問 県東部地方振興事務所 ☎95-1414・市商工課(内線3524)



津波避難ビル認定第13号、14号

市では、津波発生時に浸水域外への避難が遅れた市民の皆さんの安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設や公共施設を活用し、沿岸部に津波一時避難場所の整備を進めています。

新たに次の施設を石巻市津波避難ビルとして認定しましたのでお知らせします。

- ・石巻市津波避難ビル第13号 市営吉野町復興住宅 1・2・3号棟(吉野町1丁目地内)
 - ・石巻市津波避難ビル第14号 市営黄金浜第一復興住宅 1・2号棟(渡波字黄金浜160)
- なお、津波発生時には津波浸水域外のより高い場所に避難してください。



吉野町復興住宅



黄金浜第一復興住宅

問 防災推進課(内線4180)